

岩手県告示第465号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成25年5月27日次のとおり顕彰した。

平成25年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
久慈 次男	建築産業の近代化と建築士の技術の向上等に努め、本県建築産業の発展に尽力するとともに、建築行政の推進に貢献された。
佐々木 初朗	学校教育の充実と教育環境の整備に努め、本県教育の振興に尽力するとともに、社会教育の推進をはじめ教育施策の推進に貢献された。